

令和6年度不正大麻・けし撲滅運動について

大麻及び麻薬の原料となるけしは、大麻取締法、あへん法等により厳しい規制の対象とされている。しかしながら、大麻・けしに係る事犯の発生は、依然として後を絶たない現状にあり、不正栽培事犯の発見に努めるとともに、自生する大麻・けしを一掃することが重要である。

このため、厚生労働省及び都道府県では、昭和35年から大麻・けしに関する正しい知識の普及及び不正大麻・けしの発見、除去を図るため「不正大麻・けし撲滅運動」を関係機関の協力を得て実施している。

本県においても、例年期間を定めて、不正大麻・けしの撲滅に努めており、本年度においても、標記の運動を別紙要綱に基づき、実施することとしている。

記

- 実施期間 令和6年5月1日（水）～6月30日（日）
- 実施概要 運動期間中、関係機関の協力を得て県内の不正大麻・けし撲滅に係る監視パトロールを実施するとともに、本運動の趣旨の徹底を図り、不正大麻・けしの発見、除去に努める。

（参考）

- 石川県における近年の不正大麻・けしの発見、除去状況

(1) 大麻については、過去10年間発見なし

(2) けし

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
箇所	5箇所	21箇所	7箇所	2箇所	8箇所
本数	1,059本	1,478本	2,540本	72本	2,051本

- 全国・北陸3県の不正大麻・けしの発見状況

年度		R 2	R 3	R 4
全国	大麻	583,892本	497,463本	829,513本
	けし	876,363本	640,417本	685,969本
	計	1,460,255本	1,137,880本	1,515,482本
北陸3県	大麻	0本	0本	0本
	けし	15,756本	6,361本	6,850本
	計	15,756本	6,361本	6,850本

- 運動期間終了後、不正大麻・けし発見状況について資料提供予定

大麻・けしの見分け方については、下記URLをご覧ください

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001088452.pdf>

（添付書類）令和6年度不正大麻・けし撲滅運動実施要綱